

1 趣旨

本年 4 月10日に、知事から県議会議長に対し、県庁舎再整備基本構想の策定に係る議会棟の在り方について検討依頼を行ったが、今般、県議会議長から知事に対し、回答があったもの。

2 県議会での検討の経過

県議会では、各会派で構成する「新議会棟の在り方検討会議」を設置のうえ、検討会議の開催や現地視察を行ってきたところであり、各会派等に意見聴取のうえ、別添のとおり議会棟の在り方を取りまとめたもの。

3 在り方検討会議の開催状況

第 1 回（4/16）	検討会議の運営方法について、県庁舎の再整備について、検討スケジュール（案）
第 2 回（6/20）	各会派からの意見の取りまとめ結果について
第 3 回（7/4）	素案の検討について①
第 4 回（8/6）	第 2 回県庁舎再整備懇話会の結果概要について、素案の検討について②
第 5 回（9/3）	議会棟の在り方に係る意見（案）について

【参考】知事から県議会への検討依頼事項

（令和 7 年 4 月10日付け管第26号「県庁舎再整備基本構想の策定に係る議会棟の在り方の検討について（依頼）」からの抜粋）

(1) 議会棟の在り方（整備の考え方）

報告書における「一部建替」案（知事局棟を改修し、議会棟を建替え）を検討する上で、新庁舎内に整備する議会棟機能の在り方や基本的な考え方、行政エリアとの機能分担について意見をいただきたい。

(2) 諸室の在り方

本会議場、委員会室、正副議長室、会派控室、会議室、図書室などの諸室の在り方について意見をいただきたい。また、過不足が生じているスペースや利用方法があれば、併せて検討いただきたい。

(3) 導入すべき機能・性能

デジタル化への対応やセキュリティの強化、来庁者の利便性の向上など、導入すべき機能・性能があれば意見をいただきたい。

(4) その他

上記(1)～(3)以外に検討が必要な事項があれば、併せて意見をいただきたい。

議会棟の在り方に係る県議会からの意見（②県議会からの主な意見）

大項目	小項目	意見要旨
(1) 基本的な考え方	県民に開かれた インクルーシブな議会棟	・ 県民に開かれ親しまれるシンボリックな議会棟とする。 ・ 案内表示や施設内機能の充実など利便性の向上を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮する。
	安全・安心な施設	・ 耐震性等に優れた安全・安心な施設で、防災拠点としての機能を有する。
	環境に配慮した施設	・ 脱炭素化や再生可能エネルギーの導入など環境負荷の低減に配慮する。
	D X進展に対応した施設設備	・ 議会運営の充実や効率化を図るため、D X進展に対応した施設設備とする。
	議会運営を考慮した諸室配置	・ 会派控室から本会議場や委員会室等への動線など、効率的な諸室の配置とする。
	万全なセキュリティ対策	・ 議会運営に支障が生じないよう、セキュリティ対策が万全な施設とする。
	議員数等は現行を基本	・ 議員数、委員会数等は現行数を基本としつつ、定数等の変更に対応可能な施設とする。
	財政負担への配慮	・ 民間アイデアの活用や公民連携によりコストの最適化を図り、財政負担へ配慮する。
(2) 行政エリアとの機能分担	行政エリアとの機能分担	・ 一体棟での整備によりコスト縮減を図ること。 ・ 県民の利便性に配慮しつつ、行政エリアと議会エリアは階層や入口で区分すること。
(3) 諸室の在り方	諸室の在り方	・ 諸室の配置や面積、設備等は、基本計画策定等の各段階に応じて、意向確認が必要。 ・ 議員の執務スペースを新たに整備するとともに、来客対応等のスペースを確保する。 ・ 電子採決システムの導入や映像設備等の機能向上など、I C T環境の充実を図る。 ・ 傍聴席（席数、車いす席等）の充実と親子傍聴室や傍聴者ロビーの新設。 ・ 託児室、授乳室を設置する。（多目的利用に供する室としての設置も検討）
(4) 導入すべき機能・性能	導入すべき機能・性能	・ 議員数や会派構成の変動に応じ、面積変更が可能な構造とする。 ・ イベントや地域交流スペースとして活用できるロビー機能とする。
(5) その他	その他	・ 十分な駐車スペースを確保する。 ・ 景観に配慮した施設とする。

※ 県議会からの意見は、整備基本構想において**整備の方向性を取りまとめる**に当たって**反映**していく。

なお、必要な諸室や設備等の詳細については、**基本計画**や**設計等の各段階**に応じて、**県議会との間で必要な調整**を行っていく。 2